

入札説明書

令和8年11月2日さいたま市告示第1642号（以下「告示」という。）により告示した「さいたま市家庭ごみ収集所看板・啓発物掲示等業務」の入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「その他の業務」掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の法決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は除く。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者は除く。

2 入札説明書等に関する質問及び回答

告示、入札説明書及び仕様書等の内容に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。

(1) 質問の提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
電子メール haikibutsu-taisaku@city.saitama.lg.jp

(2) 質問の様式

質問は所定の様式を用い、電子メールに添付して2(1)のアドレス宛に送信すること。

また、電子メールのタイトルは、「さいたま市家庭ごみ収集所看板・啓発物掲示等業務に関する質問」とすること。

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出期間

令和8年11月9日（月）午後4時まで

(5) 質問の到着確認

必ず到着確認の電話を告示5(3)の連絡先まですること。

(6) 質問に対する回答は、全入札参加者へ令和8年11月13日（金）午後5時までに電子メールで回答する。

(7) 再質問

実施しない。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下、「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加申込兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格の確認のための必要書類については、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

(2) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(ア) 定款及び商業登記事項証明書

(イ) 直前3年間の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

(3) 受付期間

告示の日から令和8年11月9日（月）まで（ただし、持参の場合は休日を除く、午前8時30分から午後4時まで）

(4) 電子入札システム以外の提出先

さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課（家庭系ごみ係）

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

電 話 048-829-1336 (直通)

F A X 048-829-1991

電子メール haikibutsu-taisaku@city.saitama.lg.jp

4 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。なお、免除の申請には、申請書及び契約書等の写しを提出すること。

(1) 提出書類

ア 入札保証金免除申請書

イ 入札保証保険契約書の写し、又は過去2年の間に国（公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書（2回分）

(2) 提出期間

告示の日から令和8年11月9日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

5 入札及び開札に関する事項

(1) 最低制限価格

設定します。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、令和8年11月19日（木）午前10時を開札時刻とする再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者としてします。

ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。

再度入札は1回とします。また、再度入札の開札時刻までに入札書の提出がない場合は、辞退として扱うものとします。

(4) 開札時の入札参加者立ち会いは不要です。

(5) 開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。

また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載します。

6 その他

(1) 契約書作成に係る費用は、落札者の負担とする。

(2) 入札参加者は、本入札説明書及び参考規程類を熟読し、遵守すること。

(3) 入札方法

ア 電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に「紙入札参加承認申請書」を提出してください。

イ 紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行い、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合においては、委任状を提出してください。

なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

(4) 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。